

標準案内用図記号に関する事業 成果報告書

2021年3月



公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団
Foundation for Promoting Personal Mobility and Ecological Transportation

はじめに

この報告書は、2020 年度自主事業として実施した「標準案内用図記号に関する事業」の成果をまとめたものです。

本事業が対象とする「案内用図記号（ピクトグラム）」とは、不特定多数の人々がりよする公共施設や公共交通機関、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形であり、文字情報と比較して、だれもがひと目でその表現内容を理解でき、遠方からの視認性にも優れているといわれています。また、言語の知識を要しないといった利点があり、視力の低下した高齢者や障害のある方、日本語のわからない外国人観光客等にも理解できる有効な情報提供手法として、日本を含め世界中の公共施設や公共交通機関、観光施設等で広く掲示されています。

当財団では 2002 年日韓ワールドカップ開催を控えた 1999 年、2000 年度に日本財団からの補助事業として検討を進め、当時 125 個の図記号を 8 つのカテゴリーに体系化した「標準案内用図記号ガイドライン」を作成し、そのうち 110 個が「JIS Z 8210 案内用図記号」として制定されるに至っています。その後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、わかりやすいサイン環境を目指すために、2015 年、2016 年度に再び日本財団からの助成事業として、19 個の図記号を新規作成及び見直し、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」としてとりまとめ、そのうち 17 項目が JIS Z 8210 に登録されるに至りました。しかし、検討項目にあがっていたものの議論が過渡期であり引き続き検討が必要とされた項目が残されて、2018 年度自主事業として、2020 年東京オリンピック・パラリンピック以降も視野にインクルーシブな社会構築の一助として残された項目も含めて、改めて検討を進め、8 項目の図記号を新規作成するに至りまして、来年度「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」への追加と、JIS 規格への提案をもって終了いたしました。

先述の通り、本来であれば 2019 年度に「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」に加えるべく審議を進める所でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から委員会の開催を延期し、開催時期の調整を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、2020 年度に書面による開催とさせていただくこととなりました。説明会を開催した上での初めての書面による開催でしたが、委員から忌憚ないご意見を賜り、「標準案内用図記号ガイドライン 2020」としてとりまとめ、2020 年 10 月に公開させていただくことができました。また、新しいカテゴリーである「カームダウン・クールダウン」、「男女共用お手洗」を解説したウェブサイトを作成し、公開もいたしました。今後は、周知啓発に努めることにより、誰もが安全に、安心に移動できるサイン環境構築の一助となれば幸いです。

審議にあたっては、委員会委員長の秋山哲男 中央大学研究開発機構 機構教授をはじめ、委員各位、オブザーバー各位の皆様にご多大なるご協力とご助言を賜りました。

ここに、改めて感謝の意を表する次第です。

2021 年 3 月

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
理事長 大久保 仁

標準案内用図記号に関する事業成果報告書
目次

第1章 事業概要

1.1 事業目的	9
1.2 計画の概要	9
1.3 スケジュール	9

第2章 事業経緯

2.1 見直しの方針	10
2.2 新規追加案内用図記号の推奨度、カテゴリー及び削除する図記号（案）	11
2.3 書面審議	14
2.4 委員意見書のまとめと対応	15
2.5 新規追加案内用図記号の推奨度、カテゴリー及び削除する図記号 結果	34

参考資料

参考資料1 標準案内用図記号ガイドライン 2020	40
参考資料2 Public Information Symbols Guideline 2020	50
参考資料3 会議開催記録	
第1回説明会記録	60
第2回説明会記録	62
図記号「簡易型オストメイト用設備」に関する打合記録	63

標準案内用図記号ガイドライン改訂版見直しに関する委員会 構成
(2020年11月時点 委員五十音順、敬称略)

委員長	秋山 哲男	中央大学研究開発機構 機構教授
委員	赤瀬 達三	株式会社黎デザイン総合計画研究所 代表取締役
	安部井 聖子	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 評議員 東京都重症心身障害児(者)を守る会 会長
	安藤 信哉	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 常務理事 事務局長
	石井 達雄	株式会社石井マーク 代表取締役 ISO/TC145/SC2 国内対策委員会 主査
	石島 徹	一般社団法人日本地下鉄協会 業務部長
	岩本 健良	オフィストイレのオールジェンダー利用に関する研究会 座長 金沢大学 人文学類 現代社会・人間学プログラム 准教授
	小幡 恭弘	公益社団法人全国精神保健福祉会 事務局長
	木内 盛雅	東京都都市整備局都市基盤部交通政策 担当課長
	北島 哲也	公益社団法人日本観光振興協会観光地域づくり・人材育成部門 観光地域マネジメント担当部長
	黒田 優香	一般財団法人日本規格協会産業基盤系規格開発ユニット 土木・建築・機械系規格チーム
	定村 俊満	公益社団法人日本サインデザイン協会 常任理事・調査研究委員 会委員長 株式会社ソーシャルデザインネットワークス 代表取締役
	佐藤 加奈	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事務局次長
	高柴 和積	一般社団法人全国空港ビル事業者協会 常務理事
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授 東洋大学工業技術研究所 客員研究員
	滝澤 広明	一般社団法人日本民営鉄道協会 運輸調整部長
	谷口 良雄	公益社団法人日本オストミー協会 会長
	辻村 由佳	一般財団法人国際観光サービスセンター 成田国際空港ツーリスト インフォメーションセンター所長
	永田 直子	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 副理事長
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
	中村 祐二	自由学園最高学部 特任教授 ISO/TC145/SC3 国内対策委員会 委員長

橋口 亜希子	橋口亜希子個人事務所 代表 発達障害を手がかりとした UD コンサルタント
畠山 博文	一般社団法人日本旅客船協会 企画部長
原 ミナ汰	一般社団法人 LGBT 法連合会 共同代表理事
平野 祐子	主婦連合会社会部部長 副会長
平野 洋喜	国土交通省総合政策局安心政策課 交通バリアフリー政策室長
福塚 英雄	東京都産業労働局観光部 事業調整担当課長
船戸 裕司	公益社団法人日本バス協会 常務理事
松田 妙子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事
三澤 一登	一般社団法人日本発達障害者ネットワーク 副理事長
三宅 亮	観光庁外客受入担当参事官室 課長補佐
村上 哲也	一般社団法人日本ショッピングセンター協会 参与
森川 美和	公益財団法人共用品推進機構総務課 課長
八城 雅弘	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部設備部 課長
山崎 涼子	DPI 日本会議バリアフリー部会 副部会長 自立生活センター・小平
湯浅 慎一	一般社団法人日本ビルディング協会連合会 事務局次長

オブザーバー 経済産業省産業技術環境局国際標準課
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 大会運営局
会場サービス部サイネージ課
一般社団法人日本レストルーム工業会

事務局	吉田 哲朗	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事兼バリアフリー推進部長
	竹島 恵子	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部企画調査課 調査役
	児山 啓一	株式会社アイ・デザイン 代表取締役 ISO/TC145/SC1 国内対策委員会 主査
	堀口 仁美	株式会社アイ・デザイン 取締役

1.1 事業目的

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降を視野に、誰もが安心して移動、利用できるインクルーシブな社会構築の一助としてのサイン環境推進のため、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」の見直しと、周知啓発の方向性について整理することを目的とした。

1.2 計画の概要

①標準案内用図記号ガイドライン改訂版の見直し

2018 年自主事業で検討作成した図記号（8 項目）と、既に作成され JISZ8210 に登録されている高齢者や障害者の移動等に関わる図記号(13 項目)の推奨度を検討すると共に、図記号の追加を検討し、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版（以下、ガイドライン改訂版）」を見直し、新たに「標準案内用図記号ガイドライン 2020」を作成したなお、2018 年度自主事業で検討した図記号（8 項目）については、「2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたピクトグラム（図記号）のあり方意見交換会」にて、図記号名称、図材（図記号の要素）および機能（図記号の意味）は承認されているため、本委員会ではガイドライン改訂版に追加するためのカテゴリーおよび推奨度を検討対象とした。

また、既に JISZ8210 に登録されている高齢者や障害者の移動に関わる図記号(13 項目)については、既に JISZ8210 に登録されているため、本委員会ではガイドライン改訂版に追加するためにカテゴリーおよび推奨度を検討対象とした。

更に、「標準案内用図記号ガイドライン 2020」の PDF データ、各図記号の EPS/PNG データはデータ公開とするが、同 13 項目については一般財団法人日本規格協会で販売されているため、一般財団法人日本規格協会のサイトリンクによる紹介とした。

②図記号一覧表の作成

ガイドライン改訂版の見直し版「標準案内用図記号ガイドライン 2020」に掲載されている図記号一覧表を作成し、データを公開した。

③委員会の開催

①、②の検討に伴う委員会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ、委員会は書面による開催とした。

1.3 スケジュール

本来のこの事業は 2019 年度事業として委員会を開催し進める予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響で委員会開催が延期となったため、2020 年度事業として進めた。

実施項目	2020 年 7 月～9 月	10 月～12 月	2021 年 1 月～3 月
・委員会資料の作成	←→		
・回答結果の整理、作成		←→	
・ガイドライン 2020 の作成		←→	
・報告書の作成		←→	←→
委員会（書面）	○(8/31)		

第 2 章 事業経緯

2.1 見直しの方針

新規追加する案内用図記号の推奨度、カテゴリ及び削除する図記号について、これまでの経緯と既存 JIS Z 8210 並びに ISO7001 の記述を参考に整理した。

2.1.1 新規追加する案内用図記号のカテゴリ及び推奨度について

これまでの経緯と既存 JIS Z 8210 並びに ISO7001 の記述を参考に整理した。なお、推奨度は 2017 年 7 月改訂のガイドライン改訂版で定めている推奨度区分を適用した。

<2017 年 7 月改訂の標準案内用図記号ガイドライン改訂版で定めている推奨度区分>

推奨度 A	安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。
推奨度 B	多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。
推奨度 C	多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

2.1.2 削除する図記号について

標準案内用図記号ガイドライン初版（2001 年 3 月）では、ISO7001（当時 57 項目）全項目を網羅することを目的としていたため、国内で必要とされる図記号に該当しなかった数点を、整合のために参考として加えた経緯があり、ガイドライン改訂版でもそのままになっていたが、最新の ISO7001（2020 年 3 月 13 日時点）に於いて削除されているものが 8 項目あったので、それらの削除を検討することとした。

2.2 新規追加案内用図記号の推奨度、カテゴリ及び削除する図記号（案）

新規追加する案内用図記号の推奨度、カテゴリ及び削除する図記号について事務局で整理し、審議するための案を作成した。

1) 2018年度自主事業で検討した新規追加（案）（8項目）

表示事項	図記号	推奨度	カテゴリ
1. 介助用ベッド Care bed		A	9.アクセシビリティ
2. ベビーチェア Baby chair		B	1.公共・一般施設
3. おむつ交換台 Diaper changing table		B	1.公共・一般施設
4. こどもお手洗 Children's toilet		B	1.公共・一般施設
5. 着替え台 Changing board		B	1.公共・一般施設
6. 簡易型オストメイト用設備 Facilities for Ostomy	 <small>簡易型</small>	A	9.アクセシビリティ
7. 男女共用お手洗 All gender toilet		A	1.公共・一般施設
8. カームダウン・クールダウン Calm down, cool down		A	9.アクセシビリティ

第2章 事業経緯

2) JIS Z 8210 に登録されている高齢者や障害者の移動等に関わる新規追加（案）（13 項目）

表示事項	図記号	推奨度	カテゴリー
1. 高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people		A	9.アクセシビリティ
2. 障害のある人・けが人優先設備 Priority facilities for injured people		A	9.アクセシビリティ
3. 内部障害のある人優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.		A	9.アクセシビリティ
4. 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children		A	9.アクセシビリティ
5. 妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers		A	9.アクセシビリティ
6. 高齢者優先席 Priority seats for elderly people		A	9.アクセシビリティ
7. 障害のある人・けが人優先席 Priority seats for injured people		A	9.アクセシビリティ
8. 内部障害のある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.		A	9.アクセシビリティ
9. 乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children		A	9.アクセシビリティ
10. 妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers		A	9.アクセシビリティ
11. 洋風便器 Sitting style toilet		B	1.公共・一般施設
12. 和風便器 Squatting style toilet		B	1.公共・一般施設
13. 温水洗浄便座 Spray seat		B	1.公共・一般施設

3) 削除する図記号（案）（8項目）

標準案内用図記号ガイドライン初版（2001年3月）でISO7001（当時57項目）との整合のために参考として加えた案内用図記号のうち、最新のISO7001（2020年3月13日時点）に於いて削除されている案内用図記号8項目を削除する案を事務局で整理した。

項目	図記号	推奨度	カテゴリー
1. 自然保護 Nature reserve		参考	4.観光・文化・ スポーツ施設
2. スカッシュコート Squash court		参考	4.観光・文化・ スポーツ施設
3. Tバーリフト T bar lift		参考	4.観光・文化・ スポーツ施設
4. 安全バーを閉める Close safety bar		参考	8.指示
5. 安全バーを開ける Open safety bar		参考	8.指示
6. 徒歩客は降りる Get off		参考	8.指示
7. スキーの先を上げる Raise ski tips		参考	8.指示
8. スキーヤーは降りる Skiers have to get off		参考	8.指示

第2章 事業経緯

2.3 書面審議

本来であれば、事務局案について委員会を開催して審議すべきところ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ、委員会は書面による開催とした。委員には事務局で整理した資料を郵送し、期日までに意見を記入し、事務局あてにメールまたはファックスで返信していただくよう依頼した。

2.3.1 意見書内容

- 1)2018年度自主事業で作成した図記号（8項目）の推奨度、カテゴリーの検討とガイドラインへの追加
- 2)既にJIS Z8210に登録されている高齢者や障害者の移動等に関わる図記号（13項目）の推奨度・カテゴリーの検討とガイドラインへの追加
- 3)参考として掲載されたISO図記号（8項目）の削除

2.3.2 意見書体裁

意見書
配布致しました資料等についてご意見いただける場合は、ご記入の上、ご提出をお願い申し上げます。
資料 1-4 見直し概要
<input type="checkbox"/> 意見あり <input type="checkbox"/> 意見なし (どちらかお選びください)
※「意見あり」にご回答いただいた方は、ご記入をお願いいたします。
[]
資料 1-5 標準案内用図記号ガイドライン 2020
<input type="checkbox"/> 意見あり <input type="checkbox"/> 意見なし (どちらかお選びください)
※「意見あり」にご回答いただいた方は、ご記入をお願いいたします。
[]
その他
※今後、図記号として検討、作成が必要と思われる項目や、図記号検討、作成におけるプロセス等について、ご意見頂けましたら幸いです。
[]
お名前 _____
ご所属 _____
提出先：バリアフリー推進部 Email:k-honda@ecomoto.or.jp ファックス：03-3221-6674

2.4 委員意見書のまとめと対応

事務局案について書面による委員会で見解を求めたところ、委員総数 39 名中、37 名から回答を得ることができた。

- ・質問 1：見直し概要 について 意見あり：11 名 意見なし：26 名
- ・質問 2：標準案内用図記号ガイドライン 2020 について 意見あり：15 名 意見なし：22 名
- ・質問 3：その他 記入あり：20 名 記入なし：17 名

事務局では委員意見を類似した項目別に整理して一覧表を作成した。また、各委員からは検討課題以外についても多くの意見をいただいたので、それらについても同様に一覧表を作成した。

その後、秋山哲男委員長に参加頂き、意見とその対応内容を検討し、当初の検討課題については極力対応内容をお示しし、それ以外については貴重な「ご意見」として記録に残し、次回以降、改めて検討することとした。そして 2020 年秋の公開を目指し、上記に関する委員意見を反映した「ガイドライン 2020」を編集することとした。

【質問 1：資料 1-4 見直しの概要について】 意見あり：11 名／意見なし：26 名

1) 2018 年度自主事業で検討した新規採用（8 項目）について

項目	委員意見		事務局回答（対応）
おむつ交換台	1	⇒推奨度 A に。理由：資料 2）の Z8210 と比較しても何ら差がない。むしろ重要。	提案通り B とします。（これらは「乳幼児用設備」「ベビーチェア」等と同じ階層に属します）
こどもお手洗	1	⇒推奨度 A に。理由：資料 2）の Z8210 と比較しても何ら差がない。むしろ重要。	
簡易型オストメイト用設備	1) 必要性について		
	1	<p>本記号の新規採用の再検討をお願いします。</p> <p>①簡易型オストメイト用設備とは何か、当事者であるオストメイトの多くが理解出来ない。本図記号の新規登録は使用者のオストメイトの混乱を招く。</p> <p>②日本語で補足を必要とするような図記号は、図記号として適切とは思えない。</p> <p>③簡易型を、シンクを持たないオストメイト設備、即ち洗浄用水洗ノズルを持つ設備とすると、市中には既に数多くのトイレが JIS 登録のオストメイトの表示を付け存在しており、これらの表示を、新規登録を機会に全て表示を変更することであれば新規登録に理解できるが、そうでなければ新規登録は不要。</p> <p>④設備を設置する人の立場から、この図記号を理解して、適切に使用されるとは思えない。この</p>	日本オストミー協会ヒアリングの結果、簡易型設備があることを表示することには意味があるが、簡易型設備自体の定義が曖昧なので、現段階では当事者、設置者共に共通の理解が得ることが困難なため、図記号追加は見送りとします。

	記号の誤った使用により、オストメイト図記号の運用が行われる可能性があり、混乱を招く。オストメイトの図記号は1種類で良い。	
2) 文字を図形とは別に表記することについて		
1	図記号に文字を使うのはできるだけ避けたい。 (日本語があれば、英語なども必要になる) できれば、“簡易型”を表す図柄を加えて表現できないか？	ご意見として承ります。
2	「簡易型」の日本語表記は、全体から見ると違和感があり、色による区別や簡易マークを入れる等の工夫があると良い。	
3	文字だけ変更することで、オストメイトと簡易型オストメイトを分けることについては、再検討が必要。	
4	外形(4角ラウンドの正方形)は、図記号の外形であり、同じ標識に表示する多種の図記号の大きさを統一(比較)する基準となるもので、この場合、「オストメイト用設備/オストメイト」図記号の下に「簡易型」という補助表示文字を加えた使用例と考えざるを得ない。(でも、日本語以外の人には判らない)	
3) 文字を図形の一部として表記することについて		
1	JIS Z 8210:2020(追補3)を確認したが、本項目の記載はない。 ①図記号は、コミュニケーションデザインの分野で「読み取らなくとも一見してわかる」「共通の言語をもたない利用者にも理解できる」視覚言語体系として開発されてきたもので、日本語を図記号内に添え書きする用法は、そうした視覚言語文法を逸脱している(JISでは「言語から独立して意味をもつ図形」と定義)。 ②「簡易型」の必要性は2018年に了承されたものとしても、すでに「オストメイト用設備/オストメイト」の図記号があり、それと同一図形を用いる意図なので、以下のようにするのがよい。→既存図記号の表示事項を「オストメイト用設備(簡易型を含む)/オストメイト」に改訂し、「注1.	ご意見として承ります。

		簡易型の場合文字による補助表示が必要」の注記を加える。 ③20年にわたり規範を示してきた本委員会が、自ら文法を壊してしまうことは避けたい。	
	4) オストメイト用設備/オストメイト Facilities for Ostomy/Ostomate の表記について		
	1	英語説明、Facility for Ostomy / Ostomate の / Ostomate は不要	標記は「Ostomate」のままとします。図記号決定の際、日本語の「オストメイト」は国内の共通認識として入れました。英語の「Ostomate」は造語なので外国人に理解されない可能性があることは承知していましたが、対訳として入れた経緯があります。今後、適切な表現があれば変更します。
男女共用お手洗	1	推奨度を『A』とすることに賛成。「7.男女共用お手洗い」は変更可能としてしまうと、既にあるマークとの違いがわからず誤解を生じると考える。	提案通りAとします。
カームダウン・クールダウン	1	推奨度を『A』とすることに賛成。「8.カームダウン・クールダウン」は変更可能としてしまうと、待合室マークと似ているため違いがわからなくなる可能性があり、誤解を生じやすいと考える。	提案通りAとします。
	2	カームダウン・クールダウンの表記に関しては利用状況等踏まえ幅広く理解いただけると良い。聞き慣れない言葉なので表記図から個々でイメージされて誤使用「休憩室等」にならないことを願う。適正利用に繋がると良い。	適正利用について、理解を深め周知啓発を図るために、当財団のホームページでカームダウン・クールダウン（室）に関する情報公開を行っています。 http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calmdown-cooldown/

第2章 事業経緯

2) JIS Z 8210 に登録されている高齢者や障害者の移動等に関わる新規採用（13項目）について

項目	委員意見	事務局回答（対応）	
カテゴリー「アクセシビリティ」について	1	近年の障害に対する考え方、特に SDG's（持続可能な開発目標）やインクルージョン等の観点から考えると、「アクセシビリティ」というカテゴリーを別立てにするのではなく、「公共・一般施設」等の当該箇所に入れる方が良いと思う。	提案通りカテゴリーを追加します。 標準案内用図記号は8つのカテゴリーに分類されています。JIS Z8210 も追加された災害種別一般図記号などを除けば同様です。また日本が制定時に参考にした ISO7001 では「公共施設」「運輸施設」「観光・文化・遺産」「スポーツ行動」「商業施設」「公的行動 Behaviour of Public」に分類されています。このなかで日本が ISO に提案した優先設備図記号 10種類が、立位は（エレベーター優先などを想定して）「公共施設」、座位は（優先座席を想定して）「運輸施設」に分類される出来事が起こりました。そこで、「アクセシビリティ」のカテゴリーを追加することで、（情報も含む）移動制約に関連する図記号が集約され、使いやすくなることを想定して日本から ISO にカテゴリー追加を提案し、現在はその方向で改修が進んでいます。 たしかにカテゴリーの境界線、判断基準が困難な図記号も存在しますが、2017年追加された5項目「障害がある人が使
	2	アクセシビリティの項目を分ける必要はないと思う。 確かに「公共・一般施設」の数が増えるが、カテゴリー別にまとめ、「公共・一般施設」に含めたほうが良い。	
	3	アクセシビリティ分野で複数の図記号やマークが独自に策定される背景には、標準化された図記号が存在していないためという事もあると思われる。今後も関連団体との連携や情報共有を図ってゆくのが良い。	
	4	男女共用お手洗のカテゴリーは公共・一般施設になっている。LGBT の方の使用なども含め、考え方としては良いように思うが、他の記号に比べて認知されにくい内容でもあり、そこでなければ使用できない人を優先すべきものなので、アクセシビリティに入れた方がいいのかどうか迷う。	
	5	男女共用お手洗が公共・一般施設であるならば、カームダウン・クールダウンも同様でも良いようにも思う。	
	6	ベビーチェア、おむつ交換台、こどもお手洗のカテゴリーが公共・一般施設であるのに対し、乳幼児連れ優先席がアクセシビリティとなっていて、この両者のカテゴリーの境界線、判断基準が上の二つの件も含めて、よくわからない。	
	7	アクセシビリティの項目について、説明会の中で JIS の項目ではないとの説明だったが、意味や解説など入れるとよりわかりやすく伝わると思う。	
	8	アクセシビリティと一般をどう分けるかが変化してきている。アクセシビリティを狭く捉えるのか、広く捉えるのか。また、乳幼児やおむつ交換台はベビーチェアが一般で、マジョリティになりつつある高齢者や	

		<p>妊産婦、乳幼児連れ優先設備がアクセシビリティのグループとなっている。</p> <p>すべて、公共・一般で統一してよいと考える。理由は共生社会対応の「標準案内用図記号ガイドライン 2020」だからである。2020以降は標準にしていきたいという意思表示を求める。個別にはそれぞれピクトの説明がついているので問題ない。</p>	<p>える設備」「スロープ」「オストメイト用設備/オストメイト」「コミュニケーション」「コミュニケーション：筆談対応」に今回提案の13項目を加えるところまでは普及、啓発の意味でも利便性が増すと考えます。</p> <p>なお、時代の変化は敏感に感知して改訂の際に継続して検討します。</p>
<p>温水洗浄便座</p>	<p>1</p>	<p>「温水洗便座」の“Spray seat”は、「洋風（和風）便器」の“Sitting（Squatting） style toilet”に倣えば“Spray seat toilet”にすべきでは？（トイレに表示するので当たり前ですが……）</p>	<p>提案通り“Spray seat”とします。「温水洗浄便座」は温水洗浄機能を有した便座を示しています。便器の図を描いているのは、温水洗浄便座が必然的に便器の上に設置されているため、利用者に理解しやすいようにそのような図案としています。このことは日本レストルーム工業会で検討済みです。</p>

第2章 事業経緯

3) 削除する図記号（8項目）について

項目	委員意見	事務局回答（対応）
スカッシュコート Tバーリフト 安全バーを閉める 安全バーを開ける 徒歩客は降りる スキーの先を上げる スキーヤーは降りる	1 日本で標準化のニーズは低いと考えられ、削除に賛成。	提案通り削除します。当初、国内ニーズはなかったものの、ISO7001:1990との整合のために「参考」として加えられましたが、ISO7001:2007では「4.安全バーを閉める」「5.安全バーを開ける」「7.スキーの先を上げる」は安全に関する項目のためISO7010に移行、その他は必要性が低い理由で削除済みです。国内では現在、いずれも使用されるニーズが低いことは一般財団法人日本鋼索交通協会に確認しました。
自然保護	1 「1.自然保護」は、環境省「自然公園公共標識の標準表示例」（2015年版）にJISと本ガイドラインの網羅的引用の中で紹介されている。このガイドラインで削除するなら、その根拠を示すことが求められる。具体的な使用例はわからないが、この概念を図記号で表すことが重要でなくなったとは思えない。	削除理由は上記と同じ。環境省には確認済みです。
スポーツ活動 腰掛式リフト	1 現在の整理では参考のなかに「スポーツ活動」と「腰掛式リフト」が残る。特に「スポーツ活動」ピクトの活用シーンは日本ではないように思う。これらを残すとすると、それらの位置づけの議論が必要。 2 「スポーツ活動」、「腰掛け式リフト」がp5の削除項目になく、p19に参考として掲載されている意図はなにか？	当初ISO7001:1990との整合のために「参考」として加えられ、ISO7001最新版にも引き続き登録されていることから今回は残しました。次回改訂の際、検討します。
追加について	1 削除の話から始まったが、最新ISO7001で追加されたものはないのか？ 照合するなら、その議論は？	当初はISOの特設部会として位置づけられていたため、ISOとの整合を図りましたが、現在はそのタスクは終了しているため、現段階での整合は考えておりません。

【質問2：標準案内用図記号ガイドライン2020について】意見あり：15名／意見なし：22名

1) 項目別ご意見

項目	委員意見	事務局回答（対応）
1. 策定の背景、目的	1 図記号は、ハードの設備をソフトの情報として表す重要なツールであること、改正バリアフリー法の「ハード・ソフト一体となったバリアフリー対策」における『情報提供』『情報保障』として重要なツールの1つであることを明記してはどうか？また、訪日外国人観光客の言語の違いだけではなく、発語を必要としない人にも有効な図記号なので、「発語を必要としない人のコミュニケーションツールとしても有効」的なことを記載して欲しい。	ソフトの情報として表す重要なツールであることは「優れた情報提供手段」として表現済み、「発語を必要としない人のコミュニケーションツールとしても有効」を追記しました。
	2 「…ガイドライン改訂版」を2017年3月に作成しました。⇒2017年7月？（本誌の表紙にある）	修正しました。
	3 ガイドライン2020ということは今回限りで終了。今後についての修正等の計画はあるか？	計画は未定ですが、今後も事業は継続します。
2. 策定の経緯	1 少々分かりづらい、下記、案。（別途PDF意見書あり）*1行目：本ガイドラインは、…財団が2018年6月に設置した「2020東京…」（以下意見交換会）⇒第2パラグラフ1行目の2018年6月は削除。*第2パラグラフ4行目：図案作成をすすめました。（内容が替るためここで改行）本来この後、ISO調査方法に準拠した…を⇒本来はここでISO調査方法に準拠した…*ガイドラインを策定、ガイドラインを作成、図案を作成、図記号を策定…（別紙pdf.に書き出し）と文章を分かりにくくしている。⇒ガイドラインは「策定」、図案、図記号は「作成」に統一してはどうか。一般的にガイドライン（標準）を策定し、発行する手順だと思うが、発行まで含めて「策定」でも良いかと。*第3パラグラフ：冒頭「さらに、本ガイドラインを策定するにあたり、[表-1]に示すとおり…」は、「尚、本ガイドラインを策定するにあたり、[表-1]に示す、国土交通省…」が良いかと。*第3パラグラフ：文末「…13項目の案内用図記号を追加するに至りました。」は、「13項目の案内用図記号の追加などの確認を行いました。」の方が良い。	全般的に見直しました。

第2章 事業経緯

3. 図記号の造形者	1	日本レストルーム工業会が追加されたのはなぜか。また、※印として他団体が作成したものがある。表記の仕方を整理する必要がある。	日本レストルーム工業会は「洋風便器」、「和風便器」、「温水洗浄便座」の造形者です。表記については事務局で整理しました。
4. 本図記号のご利用にあたって	1	一層の普及・活用を図るためガイドライン自体をエコモ財団 HP で公開していることを付記する。下記の赤字部分を追加し、青字部分は不要なので削除を。「4. 本ガイドラインと図記号のご利用にあたって」 本ガイドライン改訂版に掲載されている図記号は、誰でも自由に使用することができます。また、これら図記号のデータと本ガイドラインは、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ (http://www.ecomo.or.jp/) に掲載されていますのでご利用ください。」(以下略)	修正しました。
5 頁「注記」について	1	カームダウン・クールダウンの図記号の意味をここで紹介することに感謝。図記号と場所を通してカームダウン・クールダウンの意味や理解をこれから深めていく今の社会には、丁寧な説明と、設置側の判断に任せる柔軟性が必要不可欠だと感じる、このような注記があることに賛成する。	ご意見ありがとうございます。
8 頁「使用上の注意」について	1	これは JIS Z8210 も同様だが、「明度差」についてはこれが lab 色空間などではなくマンセル表色系によるそれ (0~10 段階) による事を補足で表記した方が混乱しにくいと思う。	以下の通り修正しました。 ■使用上の注意 8) 明度差は少なくとも5以上になるようにしてください。→8) 明度差は少なくとも0~10段階のマンセル表色系で、5以上になるようにしてください。
	2	推奨度 A と B は図形の変更をしないとの説明があるが、強い要請と推奨に区分する必要があるのかが気になる。 推奨度 C についても適宜図形を変更してという件が誤解を招くような気がする。 大手のグループ会社が経営する新しく建てられたホテルロビー内のトイレのマークが、デザインにこだわりすぎて利用者が困った事例もある。	図記号は統一することに意味がありますが、デザインの自由度を妨げるものではありません。推奨度区分はその尺度を明確にするために設定されました。推奨度 C は「基本的な概念を変えないで」という条件で適宜変更することが可能です。

2) ガイドライン全般に対する意見

項目	委員意見		事務局回答（対応）
英語併記について	1	表紙：タイトル、委員会・事務局名に英訳を併記するのがいいのでは。	ガイドライン 2020 の英語版は別途検討します。
	2	p6-7「標準案内用図記号一覧表」「推奨度」「項目」についても英語併記	
	3	p10 以降「推奨度」「項目」についても英語併記	
		（上記、1-3 の英語併記の理由） (1)ISO に対応する図記号がない項目も少なくないので、国際貢献として今後の国際的活用（ISO、各国の国内規格での採用）を図り、広く役立てていただくため。 (2) それらを通じて、観光・ビジネス客、労働者などの人的交流増加にも対応した安全な環境とモビリティを日本国内はもとより、世界中に普及させるため。 (3) p.6-7, p.10 以降では、図記号の分類カテゴリー名と、各図記号には英語が併記されており、これらをより有効に活用してもらうため。	
文字による補助表示について	1	文字による補助表示はカテゴリ5～8のうち、理解度 85 点未満のものと規定されており、改正委資料 1-5 でもそれに基づいた記載が行われている。昨年福岡市で実施した「認知症の人のピクトグラム理解度調査」では「立入禁止」8.4pt、「非常口」28.9pt、「トイレ」35.4ptという結果でした。軽度の認知症の人は外出機会も多く、特に公共交通施設では危険に関するピクトグラムの補助表示が必要だと考える。因みに文字表記の同理解度は比較的高い結果が出ている。	次回改訂の際、検討いたします。
図記号の標準枠について	1	図記号の標準枠についての記載が必要ではないか。枠なしで使用するケースも多々あり、自治体の公共サインガイドライン等でも扱いが曖昧なまま進められている。「ひと目でわかるシンボルサイン」ではこれ以外にも細かな表示方法の原則が掲載されている。	標準案内用図記号は正方形、円形、三角形が同じ大きさに見えるように見かけ上の外形枠線を表示していますが、標準枠を設定することにより自由度が失われることに配慮して標準枠は設定していません。次回改訂の際、検討いたします。

第2章 事業経緯

色彩について	1	禁止を示す赤色のマークは、カラーUDの観点から問題は指摘されていないか？	カラーUDに配慮した2017年度改正のJIS Z9103を適用しています。現在まで、特に問題は指摘されていません。
ロービジョンの視認性について	1	記号を頼りに移動をし、目的の場所を使用するが、視覚に障害があると施設の場所によっては記号に接近しなければ目視できない場合がある。目視距離の目安はあるのか確認したい。	標準案内用図記号は、視力1.0の方が、視距離1.0mで視認する場合に35mm、手元で視認する場合に最初寸法8mmで視認できることを条件に設計されています。
	2	平面設置では接近しなければわからないため、立体的というのでしょうか、どの側かわでも目視できるようにするべき。どこに設置されているかで、線の太さの見え方が影響する。設置場所により記号の大きさを定めるべきではないか。	設置方法はバリアフリー整備ガイドライン等をご参照いただければと思います。
	3	多様な人にわかりやすく示されているというのが図記号であると理解しているが、時に表示事項の情報が多過ぎる。また、表示事項の説明文字が図記号より大きく記号が目立たない。記憶のしやすさ、という視点でも考えていかなければならない。	貴重なご意見として承ります。
推奨度について	1	既にJIS規定された項目を「推奨度C」のまま据え置いてよいのか。 -1「自動販売機」 -2「コンビニエンスストア」	次回改訂の際、検討いたします。
	2	ガイドラインそのままの図形で既に広く用いられている項目を「推奨度C」のまま据え置いてよいのか。 -1「公園」 -2「博物館/美術館」 ・背景1：産業標準化法第69条で国及び地方公共団体はJISを尊重すべきことが規定され、公務員は法的に法令等に従うことが義務付けられているから、公共機関が定める基準等でJISに定められたもの以外を造形することはかなり難しい。 ・背景2：図記号の形状は、標準化による広範な利用者の利便性の向上と地域・施設のアイデ	次回改訂の際、検討いたします。

		<p>ンティティに基づく表現の自由のバランスの上によって判断されるべきものであるが、特に公的セクターにおいて JIS 以外の項目に対してもガイドライン図例そのままを標準とみなす意見が強い。</p> <p>・背景3：国土地理院の地図記号「博物館」が本ガイドライン近似図形に改訂されてから18年が経ち、国内でこの形状がある程度浸透したと考えられる。</p>	
	3	<p>推奨度 B は、図形変更しないことを推奨となっておりますが、図形変更の許容、程度を知りたい。事例を提示できないか。特に公共・一般施設のトイレ等の既存設置済の、図記号を改修時に貼りかえる必要があるのか判断材料としたい。</p>	<p>許容程度は一概に言えないので、事務局ではご相談があればその都度お答えしています。次回改訂の際、検討いたします。</p>
	4	<p>推奨度 A「移動制約者」の表現は交通の便が悪くて移動手段に困まっている方を想像する。障がいのある方が移動に困難をきたすのならば「移動困難者」ではないのか？</p>	<p>次回改訂の際に、検討いたします。</p>
「障害」の「害」の字について	1	<p>法律では「害」の字を使用しているのでやむを得ないと思う反面、嫌悪感を強く抱く当事者がいることもお伝えしておきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
	2	<p>図記号はセンシティブなことに関わっていますので、「害」はやめて「障がい」や「障碍」を当てることも検討して頂きたい。</p>	
参考事例の掲載について	1	<p>図記号掲出位置などの参考事例を掲載できないか。掲出位置や方法も重要。</p> <p>⇒図記号の色、大きさ、図がわかりやすく、統一されることはユーザにはわかりやすくなると思う。一方で掲出する位置などは各事業者に委ねられているが、掲出位置や掲出方法（枚数）などは、わかりやすいのか不安がある。過剰な掲出はユーザがわかりにくくなっていないか考える反面、少ないとわかりにくいのではないかという不安もある。ユーザにとって有効な掲出方法などガイドラインに参考情報として掲載いただけると現場としては、助かる。</p>	<p>図記号掲出位置や方法については、バリアフリー整備ガイドラインをご参照いただければと思います。</p>

第2章 事業経緯

JIS Z 8210 との整合につ いて	1	案内用図記号などの JIS Z 8210 の制定・改 正は、経済産業省が行っていると思うが、本年 5 月に図記号の追加（9 つの案内用図記号）が あった。 今回、エコモ財団が追加する図記号には、「授乳 室（女性用）」、「授乳室（男女共用）」の図 記号は含まれてないが、これらを追加しない理由 は？	「授乳室（女性用）」 「授乳室（男女共用）」 図記号は経産省の戦略 的国際標準化加速事業 として立案、作成されたも のです。現時点では、当ガ イドラインへの追加は検討 しておりません。
	2	GL 改正委資料 1-5 / p 10「案内」「案内所」 「救護所」、p 12「乳幼児設備」、p 16「駐車 場」「乗り継ぎ」「手荷物受取所」、p 13「温泉」 の JIS 図記号との違いについては、内容の可否 ではなく利用者の混乱を避けるため、どこかの段 階で整理をする必要があると思う。	当財団のホームページに 掲載しております。 http://www.ecomo.o r.jp/barrierfree/picto gram/picto_jis2017. html
	3	標準案内図記号ガイドラインと JIS Z 8210 附 属書 JA の整合について、必要に応じ適宜ご報 告等お願いしたい。	今年度、JSA 様で検討さ れる予定です。
	4	改正予定の JIS Z 8210 では指示記号の青丸 も（ISO では本来 3864「安全」標識の様式と なるため）審議の対象になっているが、標準案内 用図記号でも Z8210 の改正次第で今後いつ かの（安全以外の）指示記号の様式が、青丸 から白黒に変更になる可能性があると考えて良い か。	JIS Z 8210 では「安全バ ーを閉める」「安全バーを 開ける」「スキーの先を上げ る」が該当すると思われま すが、標準案内用図記号 ではいずれも削除対象で す。その他で指示図記号 への変更、あるいはその逆 のものはありません。
	5	標準案内用図記号の注意図記号は ISO3864 に基づく様式に比べて三角形の枠線が太め。そ れは特に問題ではないが、今後関連 JIS の図法 や図記号と共に改正を加える予定はあるのか。	標準案内用図記号の図 形枠は 2000 年に発行さ れた JIS S 0101 を基本 にしており、JIS Z 8210 も 同様です。現時点では図 形枠を修正する予定はあ りません。
	6	「喫煙所」図記号、「禁煙」図記号の統一を 1.1 現状 標準案内用図記号・JIS と「火災予防条例 （例）」での、「喫煙所」・「禁煙」図記号がどち らも不統一（不一致）。	「喫煙所」「禁煙」（および 火気厳禁）図記号が火 災予防条例（例）と重 複することは標準案内用 図記号作成時にも課題と なりましたが、どちらも日常

	<p>各自治体（あるいは自治体の連合による、広域消防組合）は、下記の「火災予防条例(例)」に準拠して、火災予防条例を定めている。おそらくJISが後から作られ、また火災予防条例は政府では消防庁の所管であるため、経産省では遡及・指導が困難となっているよう。</p> <p>1.2 問題点</p> <p>1) 日本国内で、同じ意味を表しながら異なる図記号が併存するのは、喫煙/禁煙ルールの混乱・不徹底を招き、防火にもマイナス。現実には、これら2種の「火災予防条例(例)」独自の図記号はほとんど使われておらず（特に、禁煙図記号）、「火災予防条例(例)」-「別表第7(第23条関係)」(下記)の「喫煙所」・「禁煙」図記号は、実態としてほとんど死文化している。</p> <p>2) 火災予防条例での「禁煙」図記号は、「火気厳禁」と非常に類似しており、混同されやすい。図形を「火気厳禁」と明確に分けて識別性・視認性の向上を図ることが、火災予防の徹底のために必要。</p> <p>1.3 望まれる改善策</p> <p>火災予防の徹底と被害防止のために、すみやかに統一が望まれる。そのために「火災予防条例(例)」を改正し、「喫煙所」「禁煙」の図記号を、標準案内用図記号・JIS(の本則)に合わせ、今後の図記号の設置はこれによるのが現実的である。消防庁を巻き込んで、図記号の統一について問題提起と協議をお願いしたい。</p> <p>(別途、下記関連資料 URL のご提供アリ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火災予防条例(例)について」(消防庁作成) 自消甲予発第73号 ・「禁煙である旨の表示」記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 ・「火気厳禁である旨の表示」記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白 ・「喫煙所である旨の表示」記号は黒、地は白 	<p>一般行動において必要なものであることから欠かさずとはできませんでした。</p> <p>作成時に委員会検討案と火災予防条例図記号を比較して理解度、視認性試験をしたところ、喫煙所と禁煙は委員会案が高評価でしたが、火気厳禁は僅差であったため、喫煙所と禁煙は委員会案を、火気厳禁は既に存在する火災予防条例図記号を選択しました。ただし、火災予防条例で規定されている場所ではその限りでないことを明記しています。</p> <p>ご提案の改善策「速やかな統一」は関係者で情報を共有させていただきま</p>
--	---	---

第2章 事業経緯

ISOとの整合 について	1	視聴覚や補助犬に関するアクセシビリティ分野では、各障害の関連団体あるいは政府/自治体によって策定されたマークも存在し、それらもさらなる周知や普及が進められるべきですが、視認性や国外の利用者による理解度の点では「図記号」の要件を満たしているとは限らない。しかしすでに国内で普及している各団体による複数のマークを統合・改正して置き換えるのも難しく、混乱の原因になる。そのため、たとえばISO 7001で既に定義されているアクセシビリティの図記号を参考情報として掲載するか、7001図記号を参考として国内向けにアレンジした図記号を策定し、既存のマークと併記も可能とする事で理解度の向上を図るのはいかがか。	視覚障害、聴覚障害、補助犬に関する図記号は何度も検討項目に上がりましたが、新規図記号作成について各団体様の合意を得ることが困難で現在に至っていることをお伝えします。なお、ISO 図記号を当ガイドラインで参照することは考えておりません。
-----------------	---	---	---

【質問3：その他 1.個別の図記号について】 記入あり：20名／記入なし：17名

項目	委員意見		事務局回答（対応）
お手洗	1	「男女共用お手洗」の追加により、男女別に特化したものであるとの表記が必要になったため「男女別お手洗」に変更するほうが、より適切と思われる。	「お手洗」は「男女別お手洗」も包括する概念のため、現状のまま「お手洗」とします。
喫煙所	1	喫煙所は、昨今改正された健康増進法の適用下となる場合も多い。そうした設備の入口等には同法に基づいた表記をする旨を注記すべきかもしれない。	厚生労働省において改正健康増進法に基づき喫煙、受動喫煙に関する表記例を公開されているので、そちらを適用して頂くこととなります。 https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/
乳幼児用設備	1	「乳幼児用設備」は今回「おむつ交換台」や「ベビーカー」の図記号が加わったことで、主に「ベビーカー」で使われるものになっていくと思う。今後 JIS と整合させ「ベビーカー」のデザイン、名称にする予定はあるか。個人的には好きなデザインなので図記号は残してほしい気もするが、どうしても英語の“Nursery”と日本語の“乳幼児用設備”という子供用の設備全てを包括する様な日本語の表記が気になる。名称だけでも変更すべきかと思う。	次回改訂の際に、検討いたします。
	2	JIS Z8210：2017 において 2019 年 7 月 20 日をもって削除され、新たに「ベビーカー」が定義された背景には、「乳幼児設備」の定義が曖昧で混乱をまねく。標準案内用図記号においても方向性の確認が必要。ここには授乳設備などを明言する図記号がない。	次回改訂の際に、検討いたします。
乗り継ぎ	1	JIS Z8210 では ISO7001 との整合化のために改定されているが、標準案内用図記号ではどうなる予定か。	次回改訂の際に、検討いたします。
手荷物受取所	1	JIS Z8210 では ISO7001 との整合化のために改定されているが、標準案内用図記号ではどうなる予定か。	次回改訂の際に、検討いたします。

第2章 事業経緯

自動販売機	1	推奨度 C となっているので、JIS Z8210 と同様に（通貨記号だけでなく）飲食物の図材も変更してよい旨も付記した方が良いと思う。そうすることで JISZ8210 自動販売機や ISO 7001 「Snack machine」との整合性や、応用性が高まる。	推奨度 C は、当ガイドラインの ■ 使用上の注意（p8）で、「適宜図形を変更して用いることができる」と記載しております。
温泉	1	以前、外国人から分かりづらいという話を聞いたことがあるが、継続使用か？	当委員会、JIS 図記号策定委員会でも討議し、その結果、今後とも既存の図記号と ISO 図記号の両方を使うことができるとなりました。但し、当ガイドラインでは既存の図記号の掲載のみとしております。
携帯電話使用禁止	1	携帯電話をスマートフォンに変更してはどうか。	当委員会で討議し、シンボルとして概念は十分に伝わっていることと、今後も携帯電話の形状が変化していく可能性を鑑み、変更しないことになりました。

【質問3：その他 2.図記号の新提案について】

項目		委員意見	事務局回答（対応）
新型コロナ感染拡大の対策関連	1	「マスク着用」、「手の消毒」（「手指消毒」用のアルコール等）、「検温」、「パーソナルディスタンス」、「キャッシュレス決済」など ※マスク着用の難しい人もいますので、そのような人への理解についても考えていかなければならない。	新しい課題として検討してまいります。
UD タクシー乗り場	2	UD タクシーのマークは既に国交省で制定してタクシーの車体や乗り場にもなど使われているが。	過去に検討項目として取り上げましたが、国交省制定内容と重複する可能性があることから中止しました。
EV（電気自動車充電）スタンド	3	今の実績にあわせて追加	過去に検討項目として取り上げましたが、事業者等の制定内容と重複する可能性があることから中止しました。

防犯カメラ	4	今の実績にあわせて追加	新しい課題として検討してまいります。なお ISO7001 には 2015 年に追加されています。
地下鉄	5	交通機関各社による図記号やマークは既に存在しており、全ては「鉄道・駅」にふくまれる路線の違いに過ぎないかもしれない。しかし海外からの利用者からみれば交通会社のロゴやマーク、車種正面図によるピクトサインから subway・bullet train である事を理解するのは難しく、又駅周辺の商業施設などが駅方向への案内を設ける際には交通各社独自の記号を第三者がそのまま流用しにくい。そうした理由から「地下鉄」「新幹線」の追加を提案する。(ISO7001 には PI TF 003 : Underground or metro railway station or trains が存在)	どちらも 2015 年度に検討しましたが、「地下鉄」は日本の場合、相互乗り入れがあるので、どこまでが地下鉄か定義が困難との理由で、「新幹線」は統一が困難かつ現状で不便と思われる理由で中止しました。
新幹線	6		
ベビーカー「OK」	1	ベビーカーマークが「禁止」のものしかない、OK のものがリストにないのはなぜか？ 今後ベビーカー OK のマークについてもリストに加えられると良い。	次回改訂の際に、検討いたします。
授乳室、調乳など	1	図記号が検討されていくとありがたい。	授乳室（女性用）、授乳室（男女共用）は、JISZ8210 追補 3 に登録されています。
ペット持ち込み ペット持ち込み禁止	1	ペット OK と禁止を加えるのは如何でしょうか。最近ではペット連れの旅行や外出も多く、自治体や個々の施設で自作のマークを掲げているところもあります。	ペット持ち込み禁止については、既に図記号を作成しております。 ペット持ち込みについては、次回改訂の際に、検討いたします。

【質問 3：その他 3.本委員会の進め方について】

項目	委員意見		事務局回答（対応）
意見書を踏まえたディスカッションの場	1	意見書を踏まえたディスカッションの場は必要ではないか。	必要に応じて対応を検討してまいります。
啓蒙・啓発について	1	周知や理解を深めるためのオンラインセミナーを開いてみてはいかがか？ 社会は知る権利があるので、策定の背景や目的、経緯、なんだったら苦労話などについても知ってもらう機会があると、社会にとって図記号案内がグッと身近な存在になるように思う。	必要に応じて対応を検討してまいります。

第2章 事業経緯

	<p>2 福祉に関連の深い図記号が多数追加されるので、新ガイドラインが策定された際には、制定の趣旨をふまえ、福祉・教育に関わる機関・団体も含めて、広く広報し、周知・活用を図る必要があると考える。</p> <p>1. プレスリリース作成および記者発表を多くのメディアに取り上げてもらうことで、早い周知・普及につながる。</p> <p>2. 関係機関への情報提供を交通・運輸関係機関に加え、次のような団体にも新ガイドライン冊子送付や資料 url 情報の提供などして情報提供し、教育面で活用してもらい、新しい図記号も含めた認知度の向上や普及につなげる必要があるのではないか。</p> <p>・関係省庁：厚生労働省、文部科学省</p> <p>・日本教科書協会 http://www.textbook.or.jp/ <small>(家庭科などの教科書には、各種の図記号が紹介されています。例えば、第一学習社『高等学校 新版 家庭総合』にはマタニティマーク(厚生労働省)、ST マーク・盲導犬マーク・ウサギマーク(日本玩具協会)、キッズデザインマーク(キッズデザイン協議会)が掲載)</small></p> <p>・日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) http://jfsw.org/</p> <p>・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 http://jaswe.jp/</p>	<p>必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
	<p>3 子供たちが教育の中で図記号の意味を学び、必要とする人たちがいることを理解するような機会があれば、普及につながる。</p>	<p>当財団では、バリアフリー学習プログラムの推進や、教科書等での掲載協力を通じ引き続き活動してまいります。</p>
	<p>4 「男女共有お手洗い」及び「カムダウン・クールダウン」については、新しい概念で作成された図記号であることから、必要とされる理由や作成の過程等を周知広報し、偏見を生じさせないとともに、国民的な理解を得るよう働きかけていくことが必要と感じる。さまざまな分野で期待される展開として、これら図記号の作成について、国や地方自治体、マスコミ等が連携し、障害理解啓発の促進に取り組んでいただけることを期待する。</p>	<p>「カムダウン・クールダウン」については、当財団ホームページでも情報公開をしています。「男女共有お手洗い」については、現在ホームページ作成を検討しています。</p>
	<p>5 新ピクトグラムの周知を引き続きお願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
	<p>6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が一年延期されたが、図記号関連の新たな情報等があればぜひ共有いただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

【質問3：その他 4.ご提案】









項目	委員意見	事務局回答（対応）
1	<p>図記号は、できるだけ統一し全国どこでも同じものであることが望ましい。発達障害に関わらず図記号から拡大解釈し一部変更があったとしても適正に判断し対応できると良いが難しい場合があると思う。</p>	
2	<p>図記号は、作成され、登録、承認されることが目的ではなく、そこで意図したような利用がなされるためのものであることは言うまでもない。まずは図記号の掲示される場所が増え、国民が図記号を認識し、意図されたような利用の仕方がされているかどうか、検証、評価していくことが必要である。オリパラ競技大会がひとつの目標にはなりましたが、むしろオリパラの競技場及び東京以外の地域での評価が大切になると思う。</p>	
3	<p>トイレ表記に関しては、男女共用等多目的の観点ではファミリー仕様として幅広く利用できる表記もあると考える。 当事者団体等の意見を今後も取り入れ検討するシステムは継続をお願いする。</p>	

第2章 事業経緯

2.5 新規追加案内用図記号の推奨度、カテゴリ及び削除する図記号 結果

1) 2018年度自主事業で検討した新規追加（7項目）










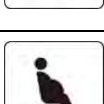

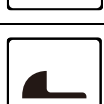

事務局提案からの変更点：「6.簡易型オストメイト用設備」の削除

表示事項	図記号	推奨度	カテゴリ
1. 介助用ベッド Care bed		A	9.アクセシビリティ
2. ベビーチェア Baby chair		B	1.公共・一般施設
3. おむつ交換台 Diaper changing table		B	1.公共・一般施設
4. こどもお手洗 Children's toilet		B	1.公共・一般施設
5. 着替え台 Changing board		B	1.公共・一般施設
6. 簡易型オストメイト用設備 Facilities for Ostomy	 <small>簡易型</small>	A	9.アクセシビリティ
7. 男女共用お手洗 All gender toilet		A	1.公共・一般施設
8. カームダウン・クールダウン Calm down, cool down		A	9.アクセシビリティ

削除

2) JIS Z 8210 に登録されている高齢者や障害者の移動等に関わる新規追加（13 項目）

事務局提案からの変更点：なし

表示事項	図記号	推奨度	カテゴリー
1. 高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people		A	9.アクセシビリティ
2. 障害のある人・けが人優先設備 Priority facilities for injured people		A	9.アクセシビリティ
3. 内部障害のある人優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.		A	9.アクセシビリティ
4. 乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children		A	9.アクセシビリティ
5. 妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers		A	9.アクセシビリティ
6. 高齢者優先席 Priority seats for elderly people		A	9.アクセシビリティ
7. 障害のある人・けが人優先席 Priority seats for injured people		A	9.アクセシビリティ
8. 内部障害のある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.		A	9.アクセシビリティ
9. 乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children		A	9.アクセシビリティ
10. 妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers		A	9.アクセシビリティ
11. 洋風便器 Sitting style toilet		B	1.公共・一般施設
12. 和風便器 Squatting style toilet		B	1.公共・一般施設
13. 温水洗浄便座 Spray seat		B	1.公共・一般施設

第2章 事業経緯

3) 削除する図記号（8項目）

事務局提案からの変更点：なし

項目	図記号	推奨度	カテゴリー
1. 自然保護 Nature reserve		参考	4.観光・文化・スポーツ施設
2. スカッシュコート Squash court		参考	4.観光・文化・スポーツ施設
3. Tバーリフト T bar lift		参考	4.観光・文化・スポーツ施設
4. 安全バーを閉める Close safety bar		参考	8.指示
5. 安全バーを開ける Open safety bar		参考	8.指示
6. 徒歩客は降りる Get off		参考	8.指示
7. スキーの先を上げる Raise ski tips		参考	8.指示
8. スキーヤーは降りる Skiers have to get off		参考	8.指示

この「標準案内用図記号に関する事業成果報告書」については、下記のことにご承知ください。

1. 雑誌、記事などの出版物、及び学会、その他の会合で内容を発表する場合は、「本誌」によることを明らかにしてください。

2. 無断掲載及び複製をお断りいたします。

この事業は、2020 年度自主事業として実施したものの成果である。

標準案内用図記号に関する事業 成果報告書

2021 年 3 月 発行

発行者：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
理事長 大久保 仁

〒102-0076 東京都千代田区五番町 10 番地 五番町 KUビル 3 階
電話：03-3221-6673(代) FAX：03-32221-6674
URL：<http://www.ecomo.or.jp/>

Published by the ECOMO Foundation, March 2021